

[改正後]

掛川市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

市長は、アスベストによる健康被害に対する市民の不安解消を図るため、民間建築物吹付けアスベスト対策事業を実施する民間建築物の所有者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、掛川市補助金等交付規則（平成17年掛川市規則第30号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「アスベスト」とは、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- (2) この要綱において「民間建築物吹付けアスベスト対策事業」とは、アスベスト含有調査事業及びアスベスト除去等事業をいう。
- (3) この要綱において「アスベスト含有調査事業」とは、民間建築物（市の区域内に所在する民間建築物で、同種の補助金を他から交付され、又は交付される予定がないものに限る。以下同じ。）について、当該建築物に吹き付けられた建材のアスベスト含有の有無を調査する事業（建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施するものに限る。）をいう。
- (4) この要綱において「アスベスト除去等事業」とは、民間建築物に吹き付けられたアスベストの除去、封じ込め、囲い込み又はアスベストが吹き付けられている民間建築物の除却を行う事業（当該事業の計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画に基づく現場体制に基づき実施するものに限る。）をいう。
- (5) この要綱において「建築物石綿含有建材調査者」とは、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成25年国土交通省告示第748号）第2条第2項に規定する者をいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

次の表に掲げるとおりとする。

補助の対象		補助率（額）
事業の区分	経費	
アスベスト含有調査事業	民間建築物の所有者が行う当該事業に要する経費	当該事業に要する経費の10分の10以内とし、1棟につき25万円を限度とする。
アスベスト除去等事業		当該事業に要する経費の3分の1以内とし、1敷地につき60万円を限度とする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 民間建築物の所在地及び所有者等を証明する書類
- エ 民間建築物の建築年月及び用途等を証明する書類
- オ 民間建築物の全景及び対象箇所が確認できる写真
- カ 民間建築物を明示した見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図等
- キ 民間建築物吹付けアスベスト対策事業に関する見積書の写し
- ク アスベスト除去等事業にあつては、アスベストの吹付けを明らかにする書類
- ケ 建築物石綿含有建材調査者登録証の写し

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長による承認を受けなければならないこと。

- ア 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合
- イ 補助事業の内容の変更をしようとする場合
- ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第3号）
- イ その他市長が必要と認める書類

第7 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 完了報告書（様式第4号）

- イ 含有調査機関又は工事施工者と締結した契約書の写し
- ウ 含有調査機関又は工事施工者からの領収書の写し
- エ アスベスト含有調査事業にあつては、含有調査機関から発行された分析調査結果報告書
- オ アスベスト除去等事業にあつては、工事施工者から発行された改修結果報告書
- カ 事業の実施状況が適切に確認できる写真
- キ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があつた日の属する年度の末日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第5号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

完了報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになつた場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める完了報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補

助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第6号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成29年度分の補助金から適用する。

民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地
 名 称
 申請者 代表者 印
 電 話

年度において民間建築物吹付けアスベスト対策事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請額	円
	(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額) 円ー 円= 円
事業の区分	<input type="checkbox"/> アスベスト含有調査事業 <input type="checkbox"/> アスベスト除去等事業
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 (様式第 2 号) <input type="checkbox"/> 民間建築物の所在地及び所有者等を証明する書類 <input type="checkbox"/> 民間建築物の建築年月及び用途等を証明する書類 <input type="checkbox"/> 民間建築物の全景及び対象箇所が確認できる写真 <input type="checkbox"/> 民間建築物を明示した見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図等 <input type="checkbox"/> 民間建築物吹付けアスベスト対策事業に関する見積書の写し <input type="checkbox"/> アスベスト除去等事業にあっては、アスベストの吹付けを明らかにする書類 <input type="checkbox"/> 建築物石綿含有建材調査者登録証の写し

完 了 報 告 書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地
名 称
報告者 代表者 印
電 話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた民間建築物吹付けアスベスト対策事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 事業の区分

2 補助金の交付決定額 円

3 補助金の経費精算額 円

4 事業の着手日 年 月 日

5 事業の完了日 年 月 日

6 添付書類

- (1) 含有調査機関又は工事施工者と締結した契約書の写し
- (2) 含有調査機関又は工事施工者からの領収書の写し
- (3) アスベスト含有調査事業にあつては、含有調査機関から発行された分析調査結果報告書
- (4) アスベスト除去等事業にあつては、工事施工者から発行された改修結果報告書
- (5) 事業の実施状況が適切に確認できる写真
- (6) その他

上記報告事項について審査しました。

年 月 日

審査(検査)担当者 氏 名 ,

審査結果の意見

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地
名 称
請求者 代表者 印
電 話

口座振替先金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人 (ふりがな)

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地
名 称
報告者 代表者 印
電 話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた民間建築物吹付けアスベスト対策事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 円
- 4 補助金返還相当額 (3の額から2の額を差し引いた額) 円